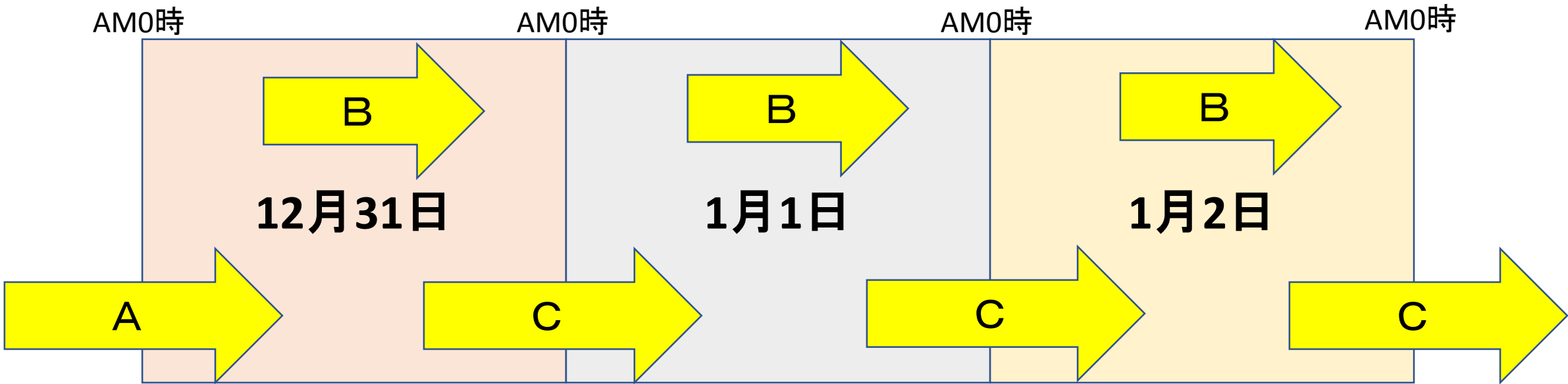


リデルライトホーム給与規則第18条 「年末年始出勤手当」の基本的考え方について

- ・ 12月31日・1月1日・1月2日に1日勤務した職員に対し、年末年始出勤手当を3,000円／日額 支給する（令和3年度より）



- | | |
|--------------------------|-----------------|
| A...12/30に夜勤入り、12/31夜勤明け | → 適用外 |
| B...起算当該日の日勤・早出・遅出 | → 適用 |
| C...起算当該日に夜勤入り | → 適用（1夜勤1日分として） |

【その他】規則の定義上、「1日勤務した職員」を適用条件としているため、8時間勤務を原則としつつ、従来から時短勤務の者については、その者にとっての1日勤務を考慮する。一方、年末年始に勤務することへの慰労の意味合いを踏まえ、半日勤務、または有給休暇については対象外とする。尚、部長職以上も対象外とする。
他、上記に当てはまらない状況がある場合は、適宜要相談。